

平戸市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月27日(木) 午前9時30分から午前10時25分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(31人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳
7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦
11番 松山 矢市	12番 川尻 修治	13番 末永 武好	14番 山下 忠平
15番 塚本 順男	16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦
19番 林 憲治	20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳
23番 濱本 寿光	24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄	26番 大浦 正巳
27番 松本 一郎	28番 福田 延之	29番 藤永 和之	30番 西川 靖子
32番 宮田 克幸			

4. 欠席委員(1人)

1番 吉福 弘実

5. 欠 員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第 7号 農地法第4条の規定による届出について

報告第 8号 農地改良等届出について

報告第 9号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

- 議案第 18 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 19 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 20 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 21 号 非農地通知申出について
- 議案第 22 号 第4回農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 23 号 第2回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

第6 閉 会

7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事監兼班長 西 寿代 係長 前川 優博 主査 近藤 裕司
主査 山本 寿子

8. 傍聴人の数 なし

9. 公開・非公開の別 公開

10. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成29年度7月期第4回総会を開会いたします。
はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

皆さんおはようございます。本日は、7月期の第4回総会にご出席をいただきましてありがとうございます。皆様方も大変な暑さに見舞われているのではないかと考えております。今年の天候は大変不規則な天候となっております福岡県の北部豪雨、そしてまた秋田県の豪雨と局地的に大きな災害をもたらすような雨が降っております。当平戸市におきましては逆に水不足があちこちにみられるなど、植え付け不能のところも見られるようでございます。そういった気象状況で左右される我々の農業といったものが運営されているわけですが、大変な地球の温暖化による影響かなと思っているところでございます。少し、温暖化の問題で早急に取り組まなければならない、世界中が力を合せてこの問題に対処しなければ大変な時代が来るのではないかという専門家のご意見も新聞紙上で載っているようでございます。

そういった中での私たちの仕事でございます。どうかひとつ皆様方におかれましては今後更に8月は暑い日が続くものと予想されますが、お身体に十分お気をつけていただいて励んでいただきたいというふうに思っております。今回の資料と一緒に差し上げておりました来月の25日でございますが、県北地域農業委員研修がございます。その後に、第11回全国和

牛能力共進会に私どもの農業委員会の中から〇〇委員さん、〇〇委員さんの和牛が出場予定となっています。農業委員会としてもこの上もない喜びでありますし、大変心強く思っているところでございます。事務局並びに副会長ともお話をさせていただいて農業委員会としても壮行会をしたかどうかという話になりました。研修会終了後、田平に移動させていただいて壮行会を予定しております。どうかひとつ皆様方には大変ご多忙中とは思いますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日も重要な案件をご審議いただくわけでございます。最後までのご協力をいただきご審議いただきますようお願いをいたしまして開会のご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員より欠席の届出がありましたのでご報告いたします。よって出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長にお願いいたします。

○議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、26番委員、27番委員にお願いします。書記には事務局職員の参事監を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

次に日程第4、7月期の会務報告と、8月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに7月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(7月会務報告を報告)

次に8月の行事予定を申し上げます。

(8月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成29年度8月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を8月25日金曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を8月25日金曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第7号 農地法第4条の規定による届出について 》

○議長

これより議事に入ります。報告第7号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

それでは報告第7号「農地法第4条の規定による届出について」です。議案書2ページをご覧ください。先月の総会で農振地区の軽微な変更で協議をしていただいたところです。先日、農振地区の用途変更が終わりましたので、次は農業用倉庫を建設する目的のため、今回届け出を行うものです。

(報告第7号1番～2番を朗読 : 2件)

(パワーポイントを使用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結します。報告第7号「農地法第4条の規定による届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第8号 農地改良等届出について 》

○議長

次に、報告第8号「農地改良等届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

それでは報告第8号「農地改良等届出について」です。議案書3ページをご覧ください。耕作利便を図るための農地改良で嵩上げを行うとの届出が出ております。

(報告第8号1番を朗読 : 1件)

(パワーポイントを使用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。報告第8号「農地改良等届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第9号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議長

次に、報告第9号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

報告第9号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」です。議案書4ページをお開き下さい。

賃貸借で、この解約後、集積計画により別の方が貸借をする予定になっております。

(報告9号1番を朗読 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。報告第9号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。議案書5ページをご覧ください。経営規模拡大のため所有権移転を売買で行います。

(議案第18号1番を朗読 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようですので、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定をいたします。

《 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。

○事務局

議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。議案書6ページをご覧ください。駐車場への取付け道路として転用いたします。農地種別は第3種農地であり、転用可能な農地です。

(議案第19号1番を朗読 : 1件)

(パワーポイントを使用して説明 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委 員

18日1時から事務局と北部地区委員で現地を確認しました。ここは元平戸測候所があったところの反対側になります。ここは入口の道下は民家があり非常に道も悪いところで、昨日も申請者本人さんとお会いしたんですが、申請地の隣地を駐車場にするということで、取付け道路として広くする計画をされているようです。殆ど農地としても恐らく今後も景観作物しか作れないかと思います。そういうことで他にも、近辺には全く害しない土地であると見てきました。そういうことでご審議よろしくをお願いします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。議案書7ページをご覧ください。1番は農家住宅建設のため所有権移転を売買で行います。28年7月総会で農振除外について協議し、農振除外した土地になります。2番は建設資材等置場利用のため所有権移転を売買で行います。県と追認許可申請について協議済です。3番は住宅建設のため使用貸借で権利を設定します。

(整理番号1～3を朗読 : 3件)

(パワーポイントを併用して説明)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。なお、整理番号2番については県追認事項でありますので、委員の補足説明は省略いたします。では1番をお願いいたします。

○委員

今月18日2時のフェリーで度島に渡りました。事務局から説明があったとおり去年確認

をしております。譲受人本人が来られまして、いろいろ説明を受けました。農業用水がちょうど下を通っているんですけども、完全に生活排水と農業用水は分離していました。立派な水が流れており田エビも現在この田におりました。排水が一番問題なんですけど、ちょうど反対側の下に田んぼがありまして穂が出ていましたけども、用水路には全く入らないというような仕掛けがしてまして生活排水はみんな海岸の方に、海に流れるということで何ら問題はないんじゃないかと見て参りましたので、よろしく申し上げます。

○議 長

3番をお願いします。

○委 員

3番について補足説明を行います。先ほど説明にあったように、譲渡人、譲受人は親子と一緒に国内貨物船に乗っているということです。親の家の横に土地を提供してもらい住宅を建設したいということで申請されています。奥が祖母の住宅となっており、同一敷地内に三世代住むということでの申請でございます。排水関係につきましては、すでに既設の排水がありますのでそこに合流するというので、環境的には問題ないだろうと思っております。

ただ、257㎡という面積ですが、実際の転用面積はこの半分もいかないのではないかと思っておりますが、何ら問題ないということで出席した委員全員が見てきたということでございます。

○議 長

ありがとうございます。ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないということですので、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第21号 非農地通知申出について 》

○議長

次に、議案第21号「非農地通知申出について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案第21号「非農地通知申出について」です。議案書8ページをご覧ください。耕作等ができる状況ではなく山林・原野化しておりました。

(整理番号1～3番まで朗読 : 3件)

(パワーポイント併用して説明)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

7月14日、平戸中部地区委員6名と事務局より2名、地主の案内により現地を見ましたが、何しろ30年近く耕作されておらず、また、道もなく雑木の山になっていました。これでは農地としてはもう使えないだろうということで全員一致で考えて帰りました。よろしくをお願いします。

○議長

2番をお願いいたします。

○委員

7月18日、事務局と我々委員で見て参りました。申出人の関係者の方が来られ、説明を受けました。スライドのとおり防風林が大きくなり中に入れられない状態、車も先に入れられない状態になっていました。農地としては使い物にならないと判断しましたのでよろしくをお願いいたします。

○議 長

3番をお願いします。

○委 員

7月18日に立会いました。議案第19号議案で確認した土地の反対になりますが、地主さんが購入された土地とつながっておりまして、ここは見てのとおり竹山になっておりまして猪が歩いた形跡が十分見てとれました。話によりますと、この中に井戸が3個あるそうです。昔から非常に水が出る地域で、昔、醤油屋がありましたが、ここから水を引いて醤油を作っていたという話を聞いております。現在、農地としてはご覧のとおりで、全く復旧は不可能ということで立会人全員で見て参りました。よろしく願いいたします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案21号「非農地通知申し出について」は、原案のとおり非農地として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないということですので、議案第21号「非農地通知申し出について」は、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《 議案第22号 「第4回農用地利用集積計画(案)について」 》

○議 長

議案第22号「第4回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
はじめに整理番号1番から7番までを議題とします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第22号「第4回農用地利用集積計画（案）について」です。10ページと11ページをお開きください。

10ページ利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。新規設定1件2筆3, 256㎡、再設定5件6筆8, 527㎡、合計6件8筆11, 783㎡となります。

(整理番号1から6番を朗読：6件)

続きまして議案書11ページをお開きください。利用権設定各筆明細(使用貸借)になります。新規1件1筆738㎡、再設定1件2筆2, 999㎡、合計2件3筆3, 737㎡となります。

(整理番号7から8番を朗読：2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第22号「第4回農用地利用集積計画（案）について」の整理番号1番から7番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので、議案第22号「第4回農用地利用集積計画（案）について」の整理番号1番から7番については、原案のとおり決定いたします。

○議長

次に、同議案の整理番号8番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により「9番」委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書11ページをお開きください。「農用地利用集積計画」利用権設定各筆明細（使用貸借） 整理番号8番。再設定で行います。1件2筆2, 999㎡。

（整理番号8番を朗読：1件）

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

（質疑なし）

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第22号「第4回農用地利用集積計画（案）について」の整理番号8番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長

異議がないということですので、議案第22号「第4回農用地利用集積計画（案）について」の整理番号8番については、原案のとおり決定いたします。それでは、「9番」委員の入場を求めます。

（入場を確認してから）

○議 長

次に、同議案の整理番号9番から11番を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

「農用地利用集積計画」利用権設定各筆明細（賃借権）農地中間管理機構分です。12ペ

ージをお開きください。新規設定3件4筆5, 757㎡になります。

(整理番号9番から11番を朗読: 3件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませ
んか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第22号「第4回農用地
利用集積計画(案)について」の利用権設定各筆明細(賃貸借)農地中間機構の整理番号9番から
11番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第22号「第4回農用地利用集積計画(案)につい
て」の利用権設定各筆明細(賃貸借)、農地中間機構の整理番号9番から11番については、原案
のとおり決定いたします。

《 議案第23号 第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について 》

○議長

次に、議案第23号「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題と
いたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第23号「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」です。議案書
14ページをお開き下さい。新規設定1件4筆、5, 757㎡になります。

(整理番号1番を朗読: 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませ

んか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第23号「第2回農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第23号「第2回農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、原案のとおり決定いたします。

○議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成29年度第4回総会を閉会いたします。

— 午前10時25分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 平成29年8月号外「大地のめぐみ」
- ・資料3 H29年度婚活イベント計画

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事監兼班長 西 寿代

議事録署名

平成 29 年 8 月 24 日

会 長 丸 田 保

26 番委員 大 浦 正 巳

27 番委員 松 本 一 郎